

令和 2 年 3 月 1 3 日

環境清掃部清掃リサイクル課

特別区における災害廃棄物対策に向けた協定の締結について

大規模災害による災害廃棄物が東京 2 3 区内で発生した場合、2 3 区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）が、円滑かつ迅速に災害廃棄物の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項を定めた協定を締結する。

1. 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

締結者：各区長及び東京二十三区清掃一部事務組合管理者

主な内容：東京 2 3 区内の 1 か所以上で震度 6 弱以上の地震が観測された場合または必要があると認められた場合は、発災後 1 週間を目途に特別区災害廃棄物処理初動本部を設置し、各区等の被害情報の集約・共有等を行う。

災害廃棄物の共同処理が必要な場合は、特別区災害廃棄物処理対策本部を設置し、災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定をはじめ、車両、二次仮置場、広域処理、国庫補助等の調整を行う。

初動本部長は特別区清掃リサイクル主管課長会会長、対策本部長は特別区清掃主管部長会会長をもって充てる。また、両本部が設置された場合、各区等は従事職員を選定する。

2. 災害時における事業者団体等との協力協定

締結者：別表のとおり

主な内容：災害時には各区等は事業者団体等に対し、し尿や災害廃棄物の収集運搬、処理処分等の協力を要請する。事業者団体等は各協定に基づき協力を実施する。

別表) 災害時協力協定締結者一覧

協定名	区側締結者	事業者側締結者
災害時におけるし尿の収集 及び運搬に関する協定	23区	(一社) 東京環境保全協会
	23区	東京廃棄物事業協同組合
災害時におけるし尿の処理、 処分等に関する協定	23区及び清掃一組	株式会社 京葉興業
	23区及び清掃一組	株式会社 太陽油化
災害時における災害廃棄物の 収集及び運搬に関する協定	23区	東京廃棄物事業協同組合
	23区	(一社) 東京環境保全協会
災害時における災害廃棄物の 処理、処分等に関する協定	23区及び清掃一組	(一社) 東京都中小建設業協会
	23区及び清掃一組	(一社) 東京都産業資源循環協会